

# 市民意見募集（パブリックコメント） の内容確認について

この資料の内容は決定事項ではなく、第6回同条例検討委員会での議論・確認をいただくものです。

第6回同条例検討委員会の後、市民意見募集の公表および同条例（案）に反映させていただきます。

## 第2条（定義）（6）

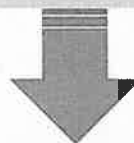
### ① 市民意見募集によるご意見

関連した差別もわかるような表現にしてほしい。

### 事務局の考え方【案】

#### 【事務局】（案）

第2条第4号「不当な差別的取扱い」において、「障がい及び障がいに関連する事由を理由とする」と明記し、障害を理由とした直接・間接・関連・複合差別についても含んだ内容とし、解説については、逐条解説において具体的に表記したいと考えております。



検討の  
ポイント

### 同条例（案）の修正【案】

#### 【事務局】（案）

修正なし

※ただし逐条解説へは、直接差別、間接差別、関連差別、複合差別の説明と、差別事例を参考に掲載する予定。

## 第2条（定義）（6）

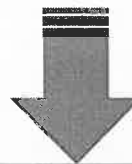
### ② 市民意見募集によるご意見

正当な理由について、誰目線での正当なのか。障がい者目線を考えられてない。  
内閣府の『障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針』に記載されている内容のうち「なお、障害者の事実上の平等を促進し、又は、達成するために必要な特別の処置は、不当な差別的取り扱いではない」旨の記載はしてはどうか。

#### 事務局の考え方【案】

##### 【事務局】（案）

第2条第6号「正当な理由」については、「障がい又は障がいに関連する事由」として相談があった場合、第三者が客観的にみて正当な目的の下に行われたかどうかを、障がいの有無にかかわらず、どなたから見ても正当であることを判断するための指針として記載しております。



検討の  
ポイント

#### 同条例（案）の修正【案】

##### 【事務局】（案）

修正なし

※ただし逐条解説へは、『障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針』  
（令和5年3月14日閣議決定）の内容も参考とし掲載する予定

3

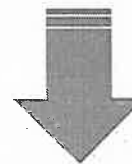
## 第2条（定義）（6）

### ③ 市民意見募集によるご意見

可能であれば、高次脳機能障がいだけでなく、若年性認知症も精神障害として支援の対象となることを明記して下さい。

#### 事務局の考え方【案】

「その他心身の機能障がい」と表記し、具体的な事例としては逐条解説において明記することで取り組んでまいります。



検討の  
ポイント

#### 同条例（案）の修正【案】

##### 【事務局】（案）

修正なし

※ただし、逐条解説へは「その他心身の機能障がい」の内容について、若年性認知症も含め記載する予定。

### 第3条（基本理念）

#### ④ 市民意見募集によるご意見

女性障がい者の複合差別の記述がないのは大問題だと思う。  
また、女性障がい者に限らず、障がい者は、恋愛、結婚、出産、子育てにおいても偏見からくる差別があるので、基本理念に明確に書いてほしい。

#### 事務局の考え方【案】

これまでの同検討委員会における議論からも、「女性」を明記することで、他の性別（「男性」「自身の考える性別」等）への差別は許されてしまう恐れがあることから、「性別・年齢等」と明記することを基本として、いずれの「性別」にも対応する旨を逐条解説にて説明していきたいと考えます。

しかしながらこれまで、国においても「障がいのある女性」に対する複合的な差別の解消は課題の一つであると認識していることから、内容を一部修正したいと考えております。

検討の  
ポイント



同条例（案）の修正【案】  
シート8を参照

5

### 第3条（基本理念）

#### ⑤ 市民意見募集によるご意見

明確に差別されやすい立場に置かれている人たちに対する明確な記述を期待。「性別・年齢等の複合的な原因」とあるが、女性や性的マイノリティには明確な複合差別があるわけで。「性別」とぼかすことによる弊害は大きいと思われる。

複合差別については、女性や性的マイノリティについての記載は当然のこと、インターセクショナリティの考え方に基づき、外国にルーツを持つ人等の他の差別を受けやすい立場の方についても、明確な記載を希望します。

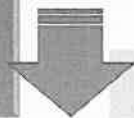
#### 事務局の考え方【案】

第3条第8号において、「性別」という表記にすることにより、「男性」「女性」にとらわれない「自身の考える性別」にも対応できるものと考えております。

しかしながら、女性であることにより、いわゆる複合的差別など更に困難な状況に置かれてる場合等、他の差別を受けやすい立場の方に対しても考えられることから、条例（案）の後半に「性別・年齢等」と表記し、複合差別の事例等とともに逐条解説にて記載し周知していきたい。

また、外国にルーツを持つ人等の他の差別を受けやすい立場の方については、「性別・年齢等の複合的な原因」の具体的な解説として逐条解説に明記していくこととしたい。

検討の  
ポイント



同条例（案）の修正【案】  
シート8を参照

6

### 第3条（基本理念）

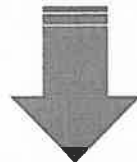
#### ⑥ 市民意見募集によるご意見

ジェンダー等に配慮したことはわかるが、女性障がい者に対する差別は、男性障がい者よりも差別されやすいことから、女性障がい者を特定した方がよいと思う。

#### 事務局の考え方【案】

「性別・年齢等」という表記にすることにより、「男性」「女性」ととられない「自身の考える性別」にも対応できるものと考え、複合差別の事例等とともに逐条解説にて記載し周知していきたいと考えております。

また、これまでの「女性に対する複合的差別」の経緯もあることから、条例（案）の一部を修正してまいりたい。



検討の  
ポイント

同条例（案）の修正【案】  
シート8を参照

7

④⑤⑥のご意見を踏まえ、以下のとおり修正したいがいかがか。

#### 同条例（案）の修正【案】

検討の  
ポイント

#### 【事務局】（案）

#### 第3条（基本理念）【案】

(8) 障がいのある女性が、障がい及び性別による複合的な原因により困難な状況に置かれている場合等、障がいのある人が、その性別、年齢等による複合的な原因により特に困難な状況に置かれる場合においては、その状況に応じた適切な配慮がなされること。

※以上のとおり修正したいがいかがか。（資料2：4ページ参照）

#### 【事務局（案）追加説明】

これまでの検討委員会での議論を踏まえたことに加え、過去に障がいのある女性は、それぞれの障がいの種別ごとの特性、状態により様々な支援が必要であることに加えて、女性であることにより、いわゆる複合的差別など更に困難な状況に置かれてる場合があったことも踏まえ、これまでの条例文言の前段に下線部分を加えたがいかがか。

（「性別」についての考えは改めて逐条解説においても明記する予定）

8

## 第12条（あっせん）

### ⑦ 市民意見募集によるご意見

相談できる期限を「3年以内」とか設けた方がよいのではないか。10年以上前に差別を受けたことなど、事業所の対応が難しくなる。

#### 事務局の考え方【案】

差別事案の相談事項については、その事案の内容が長期にわたり継続していることも考えられるが、期限を設けることで、「正当な理由」などの第三者による判断が明確となることから、(3)(4)を挿入し、追記した。

検討の  
ポイント

#### 同条例（案）の修正【案】

【事務局】（案）※以下のとおり修正したいがいかがか。（資料2：6ページ参照）  
第12条（あっせん）第2項（2）以降に次の文言を追記する。

（3）申立ての原因となる事実のあった日（継続する行為にあつては、その最後の行為の終了した日）から3年を経過しているものであるとき。  
（その間に申立てをしなかったことにつき正当な理由があるときを除く。）

※以上のとおり修正したいがいかがか。（資料2：6ページ参照）

9

## 第15条（情報の収集、整理及び提供）

### ⑧ 市民意見募集によるご意見

行田市だけの情報収集及び整理だけではなく国や県との連携のもとに進めてほしい。

#### 事務局の考え方【案】

情報収集及び整理の方法については逐条解説における記載について、委員会等において検討してまいります。

検討の  
ポイント

#### 同条例（案）の修正【案】

【事務局】（案）

※修正なし

（ただし、情報収集は国や県との連携を含め、情報共有を行いながら整理していく旨を記載する予定。）

10

## 第17条（教育）

### ⑨ 市民意見募集によるご意見

現代的なインクルーシブ教育を意味する言葉は「包括」ではなく「包容」する教育の方が適切なのではないか。

#### 事務局の考え方【案】

障害者の権利に関する条約においては「包容（包み込む）」を用いている。適切な教育環境の整備を包括的に進めていく意味としたいこと「包括」を用いたい。



検討の  
ポイント

#### 同条例（案）の修正【案】

##### 【事務局】（案）

※修正なし

（ただし、逐条解説や障がい者計画においては、障がいの有無にかかわらず、地域の中で共生社会を目指す理念として「inclusion」（包容）についても明記してまいりたい。）

11

## その他の意見（条例（案）の修正以外の要望等）

### ⑩ 市民意見募集によるご意見

就労の問題について、北埼玉の3市で北埼玉障害者就労支援センターへ回されてしまうといった状況なので、3市の各市それぞれに障害者の日常生活、就労状況をサポートしてもらうことのできる機関を創設すべき。

#### 事務局の考え方【案】

北埼玉障害者就労支援センターは、行田市・加須市・羽生市の3市で共同設置しているもので、センターに寄せられた相談については、センターと各市で連携し対応していることから、今後もこの体制を維持してまいりたいと考えております。

## その他の意見

### ⑪ 市民意見募集によるご意見

意思決定支援について、どのようなものか市で研修会を開催してほしい。

### 事務局の考え方【案】

今後の調査研究の課題としてまいります。

13

## その他の意見

### ⑫ 市民意見募集によるご意見

条例の広報は、紙媒体だけではなく、動画でわかりやすい解説も必要。

### 事務局の考え方【案】

条例の周知における、動画の活用については、検討委員会や障がい当事者団体等からご意見をいただくとともに、国や先進自治体の事例を参考にしながら、検討してまいります。

14

## その他の意見

### ⑬ 市民意見募集によるご意見

精神障害者が土日祝日等に、健常者と同じようにあらかじめ計画なしで自由にホームスタッフの支援を受けながら出かけられるような支援報酬体制を作してほしい。

### 事務局の考え方【案】

報酬については、国の基準で定められているため、国の動向を注視し、その施策に対応してまいります。

15

## 今後の流れ

\* 本日の第6回検討委員会の議論を最終的な決定事項とし、市民意見募集（パブリックコメント）の結果として公表いたします。

\* また、本日の議論を踏まえ、必要に応じて同条例（案）の最終的な文言調整を行った後、令和5年9月議会への同条例（案）の上程（7月上旬ごろ）を行います。併せて、逐条解説（案）の作成に取り組んでまいります。

\* 逐条解説（案）の内容確認は、第7回検討委員会においてお願いいたします。

16